

庄原市告示第 93 号

庄原市地域公共交通会議運営要綱を次のように定める。

令和 2 年 6 月 25 日

庄原市長 木 山 耕 三

#### 庄原市地域公共交通会議運営要綱

庄原市地域公共交通会議運営要綱(平成 19 年庄原市告示第 93 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)の規定に基づき、市民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成 19 年法律第 59 号。以下「活性化再生法」という。)第 5 条に規定する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画(以下「計画」という。)を作成及び推進するため活性化再生法第 6 条第 1 項の規定により設置する庄原市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 交通会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃等に関し必要な協議を行うこと。
- (2) 市運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関し必要な協議を行うこと。
- (3) 計画の作成及び変更に関し必要な調査及び協議を行うこと。
- (4) 計画の推進に関し必要な協議及び連絡調整を行うこと。
- (5) 計画に基づく事業の実施に関すること。
- (6) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認めること。

(組織)

第 3 条 交通会議は、委員 21 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 一般旅客自動車運送事業者の代表者
  - (2) 住民又は利用者
  - (3) 広島運輸支局長又はその指名する者
  - (4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が加入する団体の代表者
  - (5) 庄原警察署長又はその指名する者
  - (6) 鉄道事業者
  - (7) 道路管理者
  - (8) 観光団体の代表者
  - (9) 商工団体の代表者
  - (10) 学識経験を有する者
  - (11) 広島県の職員
  - (12) 市の職員
  - (13) その他市長が必要と認める者
- (任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、委員が欠けたときの後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特別な理由があると認めるときは、任期中においても委嘱を解くことができる。

(交通会議の役員)

第5条 交通会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

2 会長及び監事は、委員の互選によってこれを定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長及び副会長は、監事を兼ねることはできない。

4 会長は、交通会議を代表し、会務を統括する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 監事は、交通会議の会計を監査する。

(会議)

第6条 交通会議の会議は、会長が招集し議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合は、代理の者を出席させることができるとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告するものとする。

4 前項の規定による報告があったときは、欠席する委員の代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

5 協議に当たっては、関係者間の合意形成を目指して、十分議論を尽くして行うもの

とする。

6 議決の方法は、出席した委員の過半数の同意によるものとする。ただし、可否同数のときは、議長がこれを決する。

7 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開で行うことができる。

8 会長は、協議に必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

第7条 委員及び関係者は、交通会議において協議が調った事項について、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(ワーキング会議)

第8条 所掌事務に関する具体的事項について、調査、研究及び検討するため、交通会議にワーキング会議を置くことができる。

2 ワーキング会議は、交通会議が必要と認めた者により構成する。

3 ワーキング会議の座長は、ワーキング会議を構成する者のうちから会長が指名した者とする。

4 ワーキング会議の会議は、座長が招集し議長となる。

5 座長は、協議に必要があると認めるときは、ワーキング会議を構成する者以外の者を出席させ、意見、説明若しくは資料提出を求めることができる。

(事務局)

第9条 交通会議の庶務を処理するため、生活福祉部市民生活課に事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び事務局員を置き、事務局長は生活福祉部市民生活課長をもって充てる。

3 事務局は、次の事務を行う。

(1) 会議の開催に関すること。

(2) 会議の資料作成に関すること。

(3) 交通会議が実施する事業に係る事務に関すること。

(4) 交通会議の財務に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項

(経費の負担)

第10条 交通会議が実施する事業に要する経費は、負担金、補助金、その他の収入をもって充てる。

(財務)

第11条 交通会議の予算編成、現金の出納、その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

2 前項の規定にかかわらず、計画の所期の目的を達成し、事業を継続する必要がなくなった場合は、会長が交通会議に諮り、財産を処分するために必要な事項を定めるものとする。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 2 年 6 月 26 日から施行する。